

前橋市監査委員公表第21号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年1月11日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

## 都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年12月17日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：市街地整備課】</p> <p>1 業務（一部）完了報告書における委託（一部）金額の未記入について（指摘事項）</p> <p>二中地区（第一）土地区画整理事業 建築物等調査算定業務（第16号）において、「建築物等調査算定業務委託仕様書兼特記仕様書」で定められた部分引渡しについて発注者が業務打合せ書により指示し、これにより受注者から契約規則第54条にのっとり業務（一部）完了報告書及び部分引渡し物件が提出された。しかし、当該報告書に当該物件に係る金額が記入されておらず、発注者が部分引渡し物件の完了を確認できるものとなっていなかった。</p> <p>業務（一部）完了の確認に当たっては、部分引渡し物件に係る金額が明記された当該報告書により、適正に行われたい。</p> <p>また、本業務は契約約款第33条及び第39条により受注者が部分引渡しに係る委託金の請求及び支払いを受けることができるとされているが、契約書で部分払を「無」としていることから、委託金の請求及び支払いを受けることができない契約となっていた。</p> <p>今後、部分引渡しを伴う業務発注を行う場合は、契約書と契約約款の整合が図れるよう、契約監理課と協議し改善されたい。</p>	<p>業務（一部）完了報告書における部分引渡し物件に係る金額の記入に関しては、受注者に対して記入の徹底を図るとともに、発注者側でも確認を行うこととした。</p> <p>また、契約約款において受注者が部分引渡しに係る委託金の請求及び支払いを受けることができるようになっていたにもかかわらず、契約書で部分払いの有無が「無」となっていたことについては、契約監理課と協議し、契約書の部分払いの有無を「有」とするとともに、担当係長及び他の係員による確認を十分に行うよう改善した。</p>

# 都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年12月13日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：区画整理課】</p> <p>1 工事打合せ書の処理について（指摘事項） 西部第一落合土地区画整理事業 橋梁下部工工事（第2工区）において、土木工事標準仕様書で定めている工事打合せ書5件に関して、項目欄及び年月日欄の記載漏れ4件、一般監督員の押印漏れ3件、所属長への報告漏れ1件があった。 建設工事請負契約約款第9条第2項及び第4項、工事監督要領第3条及び第4条、群馬県建設工事工程管理要領第2条及び第3条にのっとり、適切に工事打合せ書を処理するよう改善されたい。</p>	<p>工事打合せ書の処理について、工事打合せ書の提出があった際の記載・押印漏れの確認や、必要な決裁処理について周知徹底を図ることとした。また、建設工事請負契約約款や前橋市工事監督要領、群馬県建設工事工程管理要領にのっとり、適切かつ的確な処理を行うよう課内で定期的に担当者研修を行うことを決定した。</p>